

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和6年6月10日

月曜日

第5241号

目次

告 示	
○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○指定障害児通所支援事業者の指定	
○指定障害児通所支援の事業の廃止	3

告 示

富山県告示第264号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 359号	小矢部市内山 114番から 小矢部市内山字西60番 7 まで	変更前	A	最大 49.4 最小 25.2	156.0	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後	A	最大 49.4 最小 25.2	156.0	
			B	最大 18.0 最小 7.9	166.0	

富山県告示第265号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において6月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
一般国道 359号	小矢部市内山 114番から 小矢部市内山字西60番7まで	令和6年6月10日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

富山県告示266号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	令和6年 6月1日	1650400078	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋二丁目13番26号	児童発達支援センターつくし学園	魚津市大海寺野1377番地

富山県告示第267号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和6年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	令和6年5月31日	1650400011	魚津市	魚津市釈迦堂一丁目10番1号	魚津市立つくし学園	魚津市友道373番地2

